

「メトコナゾール」及び「トリクラベンダゾール」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

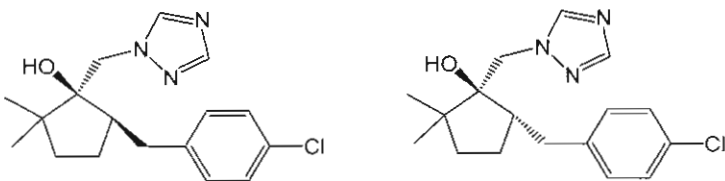
1. メトコナゾール（農薬）
2. トリクラベンダゾール（動物用医薬品）

メトコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- 平成26年3月4日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	メトコナゾール (Metconazole)	
構造式	 メトコナゾール- <i>cis</i> 体 メトコナゾール- <i>trans</i> 体	
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。糸状菌の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより、殺菌効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 大麦、小麦、かんきつ等 今回、たまねぎへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 小麦、とうもろこし等 カナダ基準: 小麦、なたね等 EU基準: 小麦、なたね等 豪州基準: おうとう、もも等 ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成16年2月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年4月27日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成19年8月6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年10月11日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成21年3月24日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年7月29日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成25年12月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年3月24日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.02 mg/kg 体重/day	

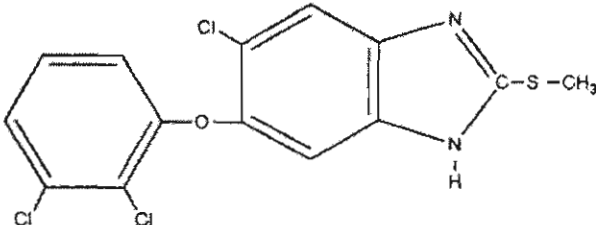
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トリクラベンダゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・トリクラベンダゾールについては、平成 24 年 2 月 22 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成 25 年 3 月 11 日付けで、ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準値の見直しに係る食品健康影響評価結果を受けている。
- ・本剤について、本基準が設定されている「牛」について、基準値を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づき食品健康影響評価結果を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	トリクラベンダゾール (Triclabendazole)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	チアベンダゾール系の肝蛭駆除剤である。チューブリンに結合し微小管の重合を阻害することにより、微小管依存性の機能を抑制し、駆虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況(飼)	【動物用医薬品】 承認されている。 対象動物：牛 使用方法：強制経口投与	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.003 mg/kg 体重/day
	国際基準	牛等
	諸外国	EU 基準：牛等 豪州基準：牛等 ニュージーランド基準：牛等 米国、カナダ：基準なし
食品安全委員会での評価等	平成 24 年 2 月 22 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 25 年 3 月 11 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.002 mg/kg 体重/day	

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添 2)

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【メトコナゾール】

- ・ 作物残留試験
- ・ 植物代謝試験